相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県野洲市永原官有地、最後の住所滋賀県野洲市永原市有地市営住宅永原第二団地一号棟二六五号　被相続人　亡　片井　幹夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年八月二十六日

事務所滋賀県大津市末広町四番五号ＮＳ大津ビル三階

相続財産管理人　弁護士　黒田　啓介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府宮津市字由良九七五番地、最後の住所大阪市西成区山王一丁目一六番一九号阿倍野物語八〇七　被相続人　亡　山本　芳雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年八月二十六日

京都府綾部市岡町斗代七番地

相続財産管理人　司法書士　山口　雅之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府相楽郡笠置町大字笠置小字風呂鼻三五番地、最後の住所三重県志摩市阿児町甲賀四六七〇番地六　被相続人　亡　森岡　茂實

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年八月二十六日

大阪市中央区北浜二丁目二番二一号中央三井信託ビル七階　弁護士法人第一法律事務所　相続財産管理人弁護士　宮本　圭子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県福山市入船町二丁目九五四番地、最後の住所広島県福山市坪生町南一丁目一三番二〇号　被相続人　亡　石井　清子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年八月二十六日

事務所広島県福山市若松町一〇番七号　若松ビル二〇一号

相続財産管理人　弁護士　岡本　英明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北九州市八幡東区大字尾倉一三九七番地、最後の住所北九州市八幡西区則松七丁目二一番一〇号　被相続人　亡　姉川　且寛

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年八月二十六日

事務所北九州市小倉北区田町一一番一八号第二小池ビル四階木﨑博法律事務所

相続財産管理人　土井健太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本市板屋町一三番地、最後の住所熊本市船場町下一丁目六番地　五〇四号

被相続人　亡　小山　公子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年八月二十六日

熊本県菊池郡大津町大字陣内一四六三番地

相続財産管理人　吉田のり子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県南さつま市金峰町池辺三三七三番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　宮薗　渉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年八月二十六日

事務所鹿児島市山下町一二番五号藤崎ビル二〇三　相続財産管理人　西村　徹

旅行業協会弁済業務保証金認証事務開始の公告

社団法人日本旅行業協会弁済業務規約第十一条第二項の規定により次のとおり公告します。

一　当協会の保証社員である旅行業者

㈠　旅行業の業務の範囲　第一種旅行業

㈡　登録番号　観光庁長官登録旅行業第二六〇号

㈢　商号　牧野航空旅行株式会社

㈣　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　牧野航空旅行株式会社　札幌市中央区南一条西五丁目七番地　代表取締役　五ノ井壽一

㈤　主たる営業所の所在地　札幌市中央区南一条西五丁目七番地敷島南一条ビル二階

㈥　旅行業の登録年月日　昭和四十九年二月二十八日

二　前項の旅行業者（以下「認証対象保証社員」という。）について、平成二十二年八月十日、旅行業法施行規則第四十五条の規定に基づく最初の認証申出がありました。

三　認証対象保証社員との旅行業務に関する取引で当協会の保証社員であった期間におけるものによって生じた債権に関し旅行業法第二十二条の九第一項の権利を有する者は、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書二通に当該権利を有することを証するに足りる書類その他の必要書類を添付して当協会に提出してください。なお弁済限度額は七千万円です。

四　前項により認証申出書の提出があった場合の当協会の認証に係る事務は次により行います。

㈠　認証に係る事務は認証申出書の受理の順序に従って行います。

㈡　前号の受理については、最初の認証申出のあった日から六十日を経過した日までになされた認証の申出は、当該最初に認証の申出のあった日から六十日を経過した日に受理されたものとみなします。

平成二十二年八月二十六日

東京都千代田区霞が関三丁目三番三号

社団法人日本旅行業協会

会長　金井　耿

任意清算公告

当社は、平成二十二年七月三十日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十二年八月二十六日

神奈川県相模原市緑区大島一一二一―二六五

合資会社アミダ

代表社員　北川　直之

第４期決算公告　平成22年８月26日

東京都日野市神明三丁目24番地の９

株式会社オハナ

代表取締役　足立幸太郎

貸借対照表の要旨（平成22年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	13,683
	固定資産	251
	合計	13,934
負純資産の部債及び	流動負債	11,378
	固定負債	3,908
	株主資本	△1,352
	資本金	1,000
	利益剰余金	△2,352
	その他利益剰余金	△2,352
	合計	13,934

(注)　当期純損失　2,032千円

第29期決算公告　平成22年８月26日

東京都小平市小川町一丁目355番地７

株式会社蒼和

代表取締役　廣瀬　周

貸借対照表の要旨（平成22年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	644,328
	固定資産	189,111
	繰延資産	882
	合計	834,321
負純資産の部債及び	流動負債	502,855
	固定負債	231,461
	株主資本	100,005
	資本金	10,000
	利益剰余金	90,005
	利益準備金	1,790
	その他利益剰余金	88,215
	合計	834,321

(注)　当期純利益　19,738千円

第７期決算公告　平成22年６月16日

札幌市厚別区厚別南１丁目20―３

株式会社エコス北栄

代表取締役社長　髙橋　茂夫

貸借対照表の要旨

（平成22年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	760,676
	固定資産	64,076
	資産合計	824,752
負純資産の債及び部	流動負債	394,828
	固定負債	27,284
	株主資本	402,639
	資本金	20,000
	資本剰余金	23,676
	資本準備金	23,676
	利益剰余金	358,963
	その他利益剰余金	358,963
	（うち当期純利益）	(45,919)
	負債・純資産合計	824,752